

**社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会**  
**役員、評議員、委員等の報酬及び費用弁償規程**

(趣旨)

第1条 社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会定款第10条、第25条及び第33条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、委員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員等)

第2条 この規程における、委員等とは次の者をいう。

- (1) 財政企画委員、地域福祉委員、在宅福祉委員
- (2) 評議員選任・解任委員

(報酬等の支給)

第3条 会長、副会長の報酬等は、別表1により12回に分けて支給する。ただし、会長、副会長が任期途中で退任したときは、当月分までの報酬を支給する。また、補欠により就任した会長、副会長の報酬は、翌月より支給する。

- 2 会長、副会長を除く役員が職務のため理事会、監事会、委員会等への出席をしたときの報酬等は、別表1により支給する。
- 3 評議員が職務のため評議員会等への出席をしたときの報酬等は、別表1により支給する。
- 4 委員等が職務のため委員会に出席したときの報酬等は、別表1により支給する。ただし、職員が委員として出席したときは支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長、副会長の報酬は毎月21日（この日が休日の場合は前日）に本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

- 2 役員、評議員、委員等の費用弁償は、その都度本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年6月30日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	報酬額	費用弁償額
会長	360,000円（年額）	支給しない
副会長	180,000円（年額）	支給しない
理事	支給しない	4,000円（1回）
監事	支給しない	4,000円（1回）
評議員	支給しない	4,000円（1回）
財政企画 委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
地域福祉 委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
在宅福祉 委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
評議員選任・ 解任委員	支給しない	4,000円（1回）